

すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター
あなたの暮らしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区 消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア 2階 ☎ 3880-5385

消費生活相談専用 ☎ 3880-5380

相談時間: 平日午前9時~午後4時45分

(年末年始を除く)

新聞の購読契約 強引な勧誘にご注意

? 景品をもらったら、解約できない!?

新聞の勧誘員が来訪し、景品の洗剤2箱、米(10kg)2袋を差し出し、購読契約を勧められた。早く帰ってほしかったので、契約書にサインをしてしまい、今は後悔している。景品を受け取ってしまったのだが、解約できないだろうか。



消費者センターからのアドバイス

● 契約書を受け取ってから8日以内は、解約できます!

訪問販売の場合、契約書を受け取った日も含めて8日以内であれば無条件で契約を解除できます。この制度をクーリング・オフといいます(詳しくは裏面)。

また、この期間を過ぎても書面不交付や不備などがあれば解約できる場合もあります。

● 景品を受け取っても、諦めないでください!

景品を受け取っていても、解約したい場合は、まずは事業者(販売店)に申し出てみましょう。事業者が、定められた上限額※を超える景品類の提供を行ったり、消費者の判断力が不足している状態(認知症など)で契約したときなどは、消費者の解約申し出に直ちに応じなければならないと、「新聞購読契約に関するガイドライン」に定められています。また、景品を消費していても解約できる場合があります。

※景品の上限額は、購読料(最大6カ月)の8%です。

掲載記事は、東京都消費生活総合センターの公表資料を参考にしています。

クーリング・オフ制度を学ぼう



クーリング・オフってなに？

訪問販売などで購入をした際、一定期間冷静に考え直す時間を与え、無条件で契約を解除できる制度です。
ただし、お店に行ったり、通信販売やインターネットで自分から申し込んだ場合は、クーリング・オフはできません。



クーリング・オフ期間

【8日間】

- ①訪問販売 ②訪問買取 ③電話勧誘販売
- ④特定継続的役務提供(エステ・美容医療・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約)

【20日間】

- ①マルチ商法(会員が新規会員を誘い、その新規会員がさらに別の会員を勧誘する販売形態)
- ②内職商法(内職の募集を装い、講習の受講や登録料が必要だとして金銭をだまし取る悪徳商法)

どうやってやるの？

契約書を受け取ってから8日間(または20日間)以内に、下記のように書面(ハガキ)を記入して送ります。コピー(両面)をとってから、**特定記録郵便や簡易書留**など発信の記録が残る方法で送ってください。クレジット契約の場合は、必ずクレジット会社にも連絡してください。



ハガキの記載例

クレジット契約をしていない場合

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社○○○
□□営業所
担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日
東京都足立区○○…
氏名 ○○○○

クレジット契約をしている場合

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社○○○
□□営業所
担当者 ○○○○氏
クレジット会社 △△株式会社

○○年○月○日
東京都足立区○○…
氏名 ○○○○